平成２３年（フ）第１２７１３号
神奈川県相模原市中央区弥栄２丁目14―28
破産者　小日向活人
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７４７号
東京都杉並区堀ノ内２丁目16―４
破産者　鈴木　洋子
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７５７号
千葉県浦安市美浜２丁目９―404
破産者　野木　孝子
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８２６号
東京都江戸川区南小岩４丁目６―４―201
破産者　小林　幸雄
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８４０号
東京都立川市柏町３丁目23―４―205
破産者　高橋　美子
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８６８号
埼玉県日高市大字下鹿山494―２―５―305
破産者　市川　裕子
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３８号
埼玉県川口市朝日１丁目16番７号
破産者　有限会社松田工機
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟210号室
破産者　山口美紀子（旧姓小池）
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８９号
千葉県我孫子市湖北台10丁目４番21号　101号
破産者　古野　　武
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７９８４号
東京都港区赤坂５丁目２番39号
破産者　ＴＬＣ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２４号
神奈川県小田原市飯田岡356番地
破産者　有限会社アズマ工業
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２５号
金沢市湊２丁目146番地２
破産者　株式会社石川鋳造所
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
山梨県山梨市落合781番地の１
破産者　有限会社ニューライフ
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
静岡市葵区七間町16番地の６
破産者　有限会社岩井屋食堂
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２８号
静岡市清水区小河内500番地の１
破産者　株式会社タキ産業
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
愛知県豊橋市西小鷹野２丁目２番地の14
破産者　東海エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３７２２号
大阪府寝屋川市楠根北町２番18―1101号
破産者　有限会社エヌアイ
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７６９号
大阪府茨木市新堂３丁目４番19号
破産者　阪神装商株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９５号
奈良県生駒市南山手台７番地７、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市森河内西２丁目14番38号
破産者　有限会社伊藤組
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６９号
大阪市旭区新森６丁目12番11号
破産者　株式会社みなと
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７８号
大阪府箕面市小野原東１丁目２番69号
破産者　エーティーシーインターナショナルジャパン株式会社
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６５２号
大阪府枚方市春日元町２丁目20番12号
破産者　株式会社エス・アール・コーポレーション
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部